

## 小野市市制施行 70 周年記念要覧・記念映像作成業務委託 公募型プロポーザル実施要項

この実施要項は、小野市が令和 6 年 12 月 1 日に市制 70 周年を迎えるにあたり、市制 70 周年記念式典において活用する「小野市市制施行 70 周年記念要覧・記念映像」を作成するため、作成業務委託契約の相手方となる事業者の選定に向けた公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定める。

### 1 業務概要

- (1) 業 務 名 小野市市制施行 70 周年記念要覧・記念映像作成業務委託
- (2) 業 務 内 容 小野市市制施行 70 周年記念要覧・記念映像作成業務委託仕様書  
（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和 6 年 12 月 27 日（金）まで  
※納品期限は令和 6 年 10 月 31 日（木）までとする。
- (4) 委 託 上 限 額 4,500 千円（令和 5 年度 1,500 千円、令和 6 年度 3,000 千円）を上限とする。（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）

※ 委託上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

※ 委託期間が 2 か年度にまたがるため、年度ごとの上限額を定めている。見積りの際には、年度ごとの上限額を考慮しつつ、4,500 千円を上限とすること。

### 2 実施方式

公募型プロポーザル方式とする。

### 3 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 小野市入札等参加資格者名簿（物品・役務等）に登録された者であること。
- (2) 地方公共団体から指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 小野市暴力団排除条例（平成 24 年小野市条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号ま

- でに規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。  
(6) 国及び地方公共団体における本業務と同種の業務の実績を有すること。

#### 4 スケジュール

内 容	期 日 等
公募開始	令和5年9月6日(水)
質問書の受付期間	9月15日(金)17時まで
提出書類等の受付期間	9月25日(月)17時まで
プレゼンテーション審査	10月4日(水)予定 (詳細は別途通知)
審査結果発表	10月5日(木)予定
契約締結	10月上旬

#### 5 参加手続き等

参加を希望する場合は、次に掲げる書類を小野市ホームページより取得し提出すること。  
なお、提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合は無効とする。

1. 提出書類	①参加表明書（様式1）
	②会社概要 及び 決算書（任意様式） 企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、決算書 ※会社概要、事業内容がわかるパンフレット等を添付すること。
	③業務実績表（様式2）※様式の項目を満たせば任意様式でも可 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
	④業務実施体制（様式3） 業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名、 責任者名、内容も記載すること。
	⑤企画提案書表紙（様式4）
	⑥企画提案書（任意様式） ・提案者名は正本（1部）にのみ記入し、副本（8部）には提案者が 特定できる記述（具体的な社名等）を行わないこと。 ・映像制作にあたってのストーリー編成、企画コンセプト、全体構 成、推進体制や工程など具体的な提案書類を作成し提案すること。 ・仕様書、評価基準を参照のうえ作成すること。 ・A4版・両面で、通しページを記入すること。 ・企画提案書等の作成にあたり、小野市の写真等が必要な場合は、 小野市ホームページから引用するほか、DVD等にて貸与も可能。
	⑦見積書（任意様式） 提案限度額の範囲内で、全ての経費をできるだけ詳細に、経費区 分がわかるように具体的に積算すること。

2. 提出部数	①～⑤、⑦ …正本 各1部、 ⑥…正本1部、副本8部 ※副本には提案者が特定できる記述（具体的な社名等）をしないこと。
3. 提出期限	令和5年9月25日(月) 17時まで(受付期限必着)
4. 提出方法	持参 又は 郵送(簡易書留、一般書留又は配達証明のいずれか)に限る。
5. 提出先	小野市役所 総合政策部企画政策グループ(市庁舎5階) 〒675-1380 兵庫県小野市中島町531 <a href="tel:0794-63-1404">TEL:0794-63-1404</a> (直通)

## 6 質問と回答

実施要項、仕様書等に係る質問がある場合は、次のとおりとする。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

提出方法	⑧質問回答表(様式5) 質問は必ず質問回答表を用い、電子メールにて提出すること。 電話、FAX等による質疑は一切受け付けない。 ○提出先：小野市役所 総合政策部 企画政策グループ ○メールアドレス：kikakuseisaku@city.ono.hyogo.jp
受付期間	令和5年9月15日(金) 17時まで
回答方法	回答は、電子メールで全ての参加表明者に回答する。なお、当該回答をもって、本仕様書に必要な追記又は修正を行ったものとする。

## 7 選定方法

本プロポーザルに係る審査を厳正かつ公平に行うため、参加資格を有する提案事業者について、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施し、小野市が設置する選定委員会にて審査・評価を行ったうえで、優先交渉権者の選定を行う。

### (1) プレゼンテーション審査の実施

#### ①実施日

令和5年10月4日(水)(予定)

#### ②実施方法

- ア. プレゼンテーションの場所、順番、時刻等は別途通知する。
- イ. プレゼンテーションは40分以内(説明20分、質疑20分)を予定。
- ウ. 提案事業者の出席者は3人以内とする。
- エ. 説明は提出した企画提案書に沿って行うこととし、企画提案書と異なる内容及び追加資料の配布は認めない。
- オ. 提案事業者以外の事業者の傍聴は認めない。
- カ. プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは市が準備する。

## (2) 企画提案の審査及び選定結果の公表

- ・プレゼンテーション審査の結果、小野市が設置する選定委員会による評価点の合計が最上位であるものを優先交渉権者として選定する。
- ・提案事業者が1者のみの場合であっても審査は実施し、その結果において委員の評価点の平均が60点以上であれば当該提案者を優先交渉権者とする。
- ・審査結果は、優先交渉権者について、小野市ホームページに掲載するとともに、別途文書で参加者全員に通知する。
- ・審査結果通知前に電話や訪問、メール等による問い合わせには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 8 評価基準及び配点

### プレゼンテーション審査【配点：100点】

区分	審査項目	評価基準	配点
業務遂行能力	推進体制	業務の適正な履行に必要な知識、経験、能力、実績を有した担当者及び人員数が配置されているか。	5
	実施工程	実行可能なスケジュール管理ができていないか。	5
企画提案内容	企画・構成	記念要覧は、市勢要覧としての要素を鑑み、小野市のイメージ、内容を踏まえた提案となっているか。	20
		映像は、小野市のイメージと調和し、仕様書の内容を踏まえた提案となっているか。	20
		ドローンやデジタル技術等を活かし、斬新さやオリジナリティのある提案となっているか。	15
		人を惹きつける構成やイメージで、魅力的な提案となっているか。	15
全体適正度	理解度・資料調達力	本業務に関する理解・知識が十分あり、資料等が分かりやすいか。	5
	取組意欲	提案内容の明確な説明があり、熱意あるプレゼンテーションとなっていたか。	5
見積書	見積内容	想定金額の範囲内であり、提案内容に対し、妥当な金額であるか。	5
		コスト削減を意識した金額の提案となっているか。	5
合 計			100

## 9 選定後の手続きおよび契約の締結等

### (1) 仕様書の確定

審査の結果に基づき、小野市は優先交渉権者との協議により、企画提案書の項目変更、追加および削除を行い、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

## (2) 委託料

委託料については、必要に応じて見積書を再度徴収のうえ、委託料の額及び年度毎の内訳を決定する。なお、委託上限額を超える金額での契約は締結しない。

## (3) 契約の締結

小野市と優先交渉権者は協議が整い次第、契約の相手方として決定し、契約を締結する。ただし、優先交渉権者が参加資格に該当しないことが判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合、次点交渉権者と交渉するものとする。

## 10 留意事項

- (1) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提案事業者の負担とする。
- (3) 企画提案書の著作権は提案事業者に帰属するが、優先交渉権者の小野市が必要な範囲で使用し、又は必要かつ適正な範囲で改変して使用できるものとし、企画提案書の提出をもって提案事業者が当該利用の許諾をしたものとする。
- (4) 企画提案書の提出は、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出された書類の返還は行わない。
- (6) 提出期限以後は、提出された資料の差し替え又は再提出は認めない。
- (7) 契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合において「辞退届(様式6)」を提出するものとする。
- (8) 提案事業者は、小野市からの問い合わせ以外は、選定委員への接触を禁じる。
- (9) 見積価格が業務規模に著しく乖離している場合は、当該事業者に対し、内容の確認を行うことがある。
- (10) 提出書類について、本要項及び仕様書に示された条件に適合しないとき、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。

## 11 担当部署

小野市総合政策部企画政策グループ

〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地

電話：0794-63-1404(直通)

FAX：0794-63-6600

メールアドレス：kikakuseisaku@city.ono.hyogo.jp